

## 年末手当3.5ヶ月満額を勝ち取ろう！ 2015年度年末手当第1回団体交渉開催

10月28日、本部は2015年度年末手当第1回団体交渉を開催しました。詳細は業務速報No.964号を参照して下さい。

### JR東海労の要求

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とすること。
2. 組合員が納得しない年末手当のカットはやめること。
3. 回答は11月6日までに行うこと。
4. 支払いは12月1日までに行うこと。

第1回団体交渉では、労使双方が交渉に臨む考え方を明らかにしました。会社の第1四半期連結決算は、増収・減益となり、単体（JR東海）の営業収益と純利益は過去最高となりました。さらに、第2四半期の業績もゴールデンウィーク輸送、夏期輸送、シルバーウィーク輸送の好調な輸送状況から過去最高の決算となることは明らかです。

JR東海労は、このような決算ができたのは社員の安全・安定輸送に対する努力や、休日出勤、災害時対応等、会社施策に協力した結果であり、要求通り3.5ヶ月の年末手当を支給すること、三重県労働委員会での不当労働行為救済命令に示されるように、会社のJR東海労に対する敵視政策をやめ、組合員に対する不当労働行為のボーナスカットをやめることを強く主張してきました。

一方会社は、新幹線の好調などから第2四半期累計期間の業績は増収の決算になるとしつつ、JR東海の期末手当を含めた労働条件は、世間相場と比較して高い水準であるため、中長期的な視野にたって判断をしていくと要求に対し慎重な姿勢を示しました。

JR東海労は、儲かった分を会社は現場で汗して働く社員に支払うべきであると訴え粘り強く交渉をしていきます。

次回団体交渉は11月2日です。

三重県労働委員会の救済命令に踏まえ  
不当労働行為のボーナスカットをやめること！